

議案第 27 号

日野町江府町日南町衛生施設組合理約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 2 項の規定により、別紙のとおり日野町江府町日南町衛生施設組合理約の変更に関し協議することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 11 日提出

日野町長 堀 田 淳 一

日野町江府町日南町衛生施設組合規約の改正が必要な理由と概要

1 改正の理由

日野町江府町日南町衛生施設組合の事務所は江府町役場内と定めているが、令和7年6月1日に事務所の位置を変更するため規約の改正を行う。

2 改正の内容

日野町江府町日南町衛生施設組合の事務所の位置を日野郡江府町大字江尾1717番地1、江府町役場内から日野郡江府町大字佐川2番地、日野町江府町日南町衛生施設内に変更する。

3 施行期日

この規約は、令和7年6月1日から施行する。

日野町江府町日南町衛生施設組合同規約の一部を改正する規約

日野町江府町日南町衛生施設組合同規約(昭和46年10月20日許可)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(組合の事務所の位置) 第4条 組合の事務所は、鳥取県日野郡江府町大字 <u>佐川</u> 2 番地、日野町江府町日南町衛生施設内に置く。	(組合の事務所の位置) 第4条 組合の事務所は、鳥取県日野郡江府町大字 <u>江尾</u> 1717 番地 1、江府町役場内に置く。

附 則

この規約は、令和7年6月1日から施行する。